社会福祉法人　河南町社会福祉協議会
災害ボランティア事前登録要綱

（目　的）
第１条　この要綱は町内外で大規模な災害が発生した場合に備え、自主的な救援活動を希望する個人、法人及び団体（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録し、災害発生時に迅速かつ効果的な救援活動が行えることを目的とする。

（登録機関）
第２条　災害ボランティア情報の登録・管理は、河南町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

（登録条件）
第３条　登録は個人、法人及び団体とする。
２．　登録時満１５歳以上で未成年者の場合は、保護者の承認を得ていること。
３．　ボランティア活動時において、ボランティア活動保険に自己負担で加入するものとする。

（登録手続き）
第４条　災害ボランティアに登録しようとする者は、災害ボランティア事前登録票を社協に提出する。
２．　前項の登録用紙の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めたときは災害ボランティア事前登録者台帳に登録し登録証を交付する。

（登録の有効期限）
第５条　登録の有効期限は、登録日から２年を経過した日の属する年度の年度末までとする。
２．　社協は登録者に対し、登録の有効期限の１ヶ月前までに登録の更新手続きについて、通知する。

（研修等）
第６条　登録者は、社協が開催する研修会等に参加することができる。
２．　社協は、災害ボランティアの災害に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報等を提供するものとする。

（登録者の責務）
第７条　登録者は、社協からの支援要請に可能な限り応じること。
２．　登録者は、登録内容に変更があったときは、その旨を社協へ連絡すること。

（個人情報の取扱い）
第８条　登録者に関する個人情報は、第１条の目的を達成するために利用する。また災害時の救援活動に必要な範囲内で関係機関に提供し、連絡調整等に利用することができる。

（登録の抹消）
第９条　社協は、次のいずれかに該当するとき、当該登録者を抹消することができる。
１．　登録者から災害ボランティア登録辞退の旨、届出を受けたとき。
２．　前号に掲げるもののほか、社協が不適格と認めたとき。
３．　登録を抹消された者は速やかに登録証の返還を行うものとする。

（免責等）
第１０条　登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、ボランティア活動保険によるものとする。
２．　社協は、当事者又は第三者が救援活動中に被った事故及び補償等については、その責めを負わないものとする。

（経費の負担）
第１１条　登録者が救援活動を行う際に係る経費（交通費・食費・宿泊費等）は、自己負担とする。ただし、救援要請機関からの申し出等により提供される経費等は受けることができる。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、平成２６年１２月２２日より適用する。